

## 船舶事故調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成21年9月10日 01時30分ごろ
発生場所	福島県南相馬市 東北電力原町火力発電所専用港北防波堤灯台から真方位 192° 3.5海里付近 (概位 北緯37° 36.4′ 東経141° 01.5′)
事故調査の経過	平成21年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>いなり</sup> 稲荷丸、6.1トン FS2-3027（漁船登録番号）、個人所有 11.98m(Lr)×3.00m×0.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和49年12月5日 免許証交付日 平成20年10月22日 (平成26年7月23日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、刺し網漁の目的で、平成21年9月10日（木）00時30分ごろ福島県真野川漁港を出港し、同漁港の南東方の漁場で投網を行った後、01時05分ごろ南相馬市沖の投網場所に向けて発進し、約12ノットの速力で自動操舵により西南西進した。</p> <p>船長は、天候及び海面が穏やかであったこと、近くに他船が見当たらなかったこと、及び疲労を感じていたことから、操舵室の床に座った姿勢でレーダーによる見張りを行い、GPSプロッターで投網予定場所までの距離を判断することとした。</p> <p>本船は、船長が操舵室の床に座った姿勢で操船を続けているうちに居眠りに陥ったため、予定の投網場所を通過し、01時30分ごろ南相馬市の海岸に敷設されている消波ブロックの直前で浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚げの衝撃で目覚め、機関を後進にかけたが離礁させることができず、甲板員ともども船首部から消波ブロックに飛び移って海岸に逃れた。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた際に右前腕部に打撲傷を負った。また、本船は、その後、消波ブロックに打ち付けられて大破した。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好  海象：波高約2mのうねり、潮汐 ほぼ低潮時</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。  船長はふだんから単独で操船を行っており、本事故当時、甲板員は前部甲板で投網作業の準備を行っていた。  船長は、平日は00時30分ごろに出漁して08時ごろ帰港し、水揚げ終了後にいったん帰宅したのち、所属漁業協同組合の役員を兼ねていたため、14時ごろまでには出勤し、16時30分ごろまで組合で仕事をしてきた。このため、船長の平日における睡眠時間は約3～4時間であった。また、休漁日は日曜日のみであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与  船体・機関等の関与  気象・海象の関与  判明した事項の解析</p>	<p>あり  なし  なし  本船は、南相馬市沖の投網場所に向けて自動操舵で移動中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、予定の投網場所を通過し、同市の海岸に向けて航行したものと考えられる。  船長は、睡眠不足により、疲労が蓄積していた可能性があると考えられる。  船長は、天候及び海面が穏やかであったこと、近くに他船が見当たらなかったこと、及び疲労を感じていたことから、操舵室の床に座って操船し、その姿勢のまま居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、南相馬市沖の投網場所に向けて移動中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、予定の投網場所を通過して同市の海岸に向けて航行し、乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	